

長野県地球温暖化対策条例の一部改正（骨子案）に対する県民意見募集（パブリックコメント）の結果について

県民意見募集（パブリックコメント）による提出意見

- 意見募集期間 令和7年10月10日（金）から11月10日（月）まで
- 意見の総数 12件（7名）

No	ご意見	本県の考え方
1	<p>長野県地球温暖化対策条例は、地球温暖化対策に関して各者の責務を明らかにすることが主旨と理解しているが、この度の改正で建築物に関してのみが問題とされていることについて説明が不足していると感じる。</p> <p>他の排出源に対する規制強化の取り組みはしないのか。</p> <p>また、本改正が全体の温室効果ガス排出量に対してどれほど貢献するのか、また、どれほどの効果を目指しているのかビジョンを示す必要があると考える。</p> <p>民主主義の基本理念及びEBPMの推進という観点からも、データに基づいて、改正によるメリット（温室効果ガスの削減）が改正に伴う建築主の負担や建築業界に与える経済的な影響、事務量の増加などデメリットと比較して公益性があるということを十分に説明する必要がある。</p> <p>特に、国の取り組みから先行して行うのであれば、説明責任はより重いものであると考える。</p> <p>また、建築業界が今回の改正によって、住宅の新築戸数の低下により相対的に他県との競争力が低下するなどの事態が想定されるが、対策をされるのかを考えを伺いたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・（他の排出元に対する規制強化の取組について） 建築分野における省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの普及拡大は重要ですが、県としては他の排出源への取組も注視しています。例えば、産業分野では、国においてカーボンプライシング（炭素価格付け）の導入が検討されており、その動向を注視し、必要な対応の検討、運輸分野ではEVや次世代燃料の普及、家庭・業務分野では省エネ機器の導入促進など、国や関係機関と連携しながら、総合的な排出削減に向けた情報収集と施策検討を進めます。 ・（新築建築物への再生可能エネルギー設置義務に係る温室効果ガス排出量の貢献について） 年間の新築建築物の棟数などを考慮すると、新築建築物への再生可能エネルギー設備設置義務化により、長野県ゼロカーボン戦略ロードマップにおける「住宅及び事業所への屋根ソーラー普及」による増加量のうち年間の新築に再生可能エネルギー増加量の1割弱を増加させることができると見込んでいます。もっとも、再生可能エネルギー設備設置義務の対象とならない建築物への導入については、定量的な分析が困難なため、今般の改正案による温室効果ガス排出量削減効果を全体としてお示しすることはできませんが、設計者の説明により再生可能エネルギーの普及拡大に一定の効果があると考えています。 ・（国の再エネ設備設置義務化に先行して義務化することについて） 再生可能エネルギー設備の導入義務化における国の動向については、「脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等の在り方・進め方（令和3年8月）」において「2050年において設置が合理的な住宅・建築物には太陽光発電設備が設置されていることが一般的となることを目指し、また、これに至る2030年において新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備が設置されることを目指すこととして、将来における太陽光発電設備の設置義務化も選択肢の一つとしてあらゆる手段を検討し、その設置促進のための取組を進めること」としてまとめられています。現時点において、国に先行した再エネ設備設置義務化ではありませんが、制度に対する理解を得られるよう、十分な説明に努めてまいります。 ・（国より先行し誘導基準適合義務化をすることについて） 県民の皆様に対し説明を十分に行い、理解が得られるよう努めてまいります。 ・（条例改正による他県との競争力の低下への対策について） 条例改正にあたっては、施主及び事業者が余裕を持って準備・対応できるように、公布から施行までの期間を十分に取りたいと考えています。なお、施行までの期間には、制度に関する説明会や事業者の技術力向上に向けた研修会などを実施していきたいと考えています。
2	<p>新築住宅に関する報告制度は、運用開始からしばらく経過したところではあるが、これまでの運用による運用実績、制度による効果の評価について伺いたい。</p> <p>事業者の手間ばかりかかって実効性のない制度となっていないか。</p> <p>概要書の閲覧制度は実績が出ているのか。（意味があるのか）</p> <p>新たな規制強化、制度化も重要なが、これまでの取り組みの振り返りや評価も重要なではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・（これまでの運用による運用実績、制度による効果の評価について） 報告制度により県内で新築される住宅の現状を把握できるようになったことにより、県としてより効果的な施策を検討・展開していく点では非常に効果が高い制度だと考えています。報告制度と併せて、建築主が情報に基づく適切な選択と省エネ行動が図られるよう概要書の閲覧制度を運用してきたところですが、閲覧方法の見直し等の検討を進めてまいりたいと考えております。なお、報告内容については事業者の皆様の負担が少なくなるように再検討をした上で、実施していきたいと考えています。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの資料がパワーポイントでまとめられて、要旨がわかりやすく、とても良いと思います。 ・再エネ設備として、バイオマスエネルギーが評価されている点が良いと思います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後もわかりやすい資料作りに努めてまいります。 ・今後とも太陽光発電だけでなく他の再生可能エネルギーの種別についても、普及拡大に努めてまいります。

No	ご意見	本県の考え方
4	<p>・制度への理解を深めるため、建築主への制度についての説明会を定期的に開催することが有効と考えます。</p> <p>・説明者（設計者）の説明内容は、県で施策に合わせ具体的にフォーマット化し、報告はweb申請とし、それを統計化し、見える化を図ったらいかがでしょうか。</p> <p>・現実的には、現在高騰している建築コストがさらに上昇する可能性があり、住宅の新築をさらに難していく側面があると思われます。一方で、ハード面だけではなく、ソフト面で省エネを図ることも重要と考えます。住宅の使用者努力による省エネ対策を評価できる仕組みがあると良いと思います。</p>	<p>・建築主をはじめ多くの方々に制度の理解を深めていただけるような周知を検討してまいります。</p> <p>・設計者による建築主への説明については、様式を作成するとともに、報告についてはオンラインでも可能とするようなことを検討してまいります。</p> <p>報告内容の統計化については、今後の施策の参考にさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（住宅の使用者努力による省エネ対策評価の仕組み） <p>いただいたご意見については、今後の施策の参考にさせていただきます。</p>
5	<p>・地球温暖化対策は世界的な課題であるなかで、国の政策や制度との調整が必要と思われますが、その状況をご教示いただきたいと思います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・（再エネ設備設置義務化） <p>再生可能エネルギー設備の導入義務化における国の動向については、「脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等の在り方・進め方（令和3年8月）」において「2050年において設置が合理的な住宅・建築物には太陽光発電設備が設置されていることが一般的となることを目指し、また、これに至る2030年において新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備が設置されることを目指すこととして、将来における太陽光発電設備の設置義務化も選択肢の一つとしてあらゆる手段を検討し、その設置促進のための取組を進めること」としてまとめられていることとなります。そのため、再エネ設備設置義務化については、現時点において国の政策や制度との調整は特段必要がないと考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（新築住宅の誘導基準適合義務化） <p>国の動向としては、遅くとも2030年度には、建築物省エネ法における省エネ基準を現行誘導基準（強化外皮基準及びBEI = 0.8）に引き上げ、適合を義務付けるとしております。引き続き、国の動向を注視しながら、必要に応じて調整・連携を検討してまいります。</p>
6	<p>・住宅以外の建築物での外皮の断熱化は、本来重要なものと考えます。 省エネ法では規制対象外だと思いますが、条例でそこに踏み込むお考えはありませんか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・（住宅以外の建築物への取組強化について） <p>ご意見のとおり、非住宅における外皮性能や省エネ性能の強化は重要だと認識しています。そのため、これまで住宅のみを対象としていた報告制度を非住宅にも拡大することで、住宅以外の建築物についても高性能なものに誘導したいと考えています。</p>
7	林務部で行っている木造建築物におけるCO2固定を、この条例で評価できる仕組みがあると良いと思います。	<ul style="list-style-type: none"> ・いただいたご意見については、今後の施策の参考にさせていただきます。
8	<p>住宅業界や購入層からハレーションがあるのを避けたいのは、よく理解しますが、ゼロカーボン戦略やパリ協定1.5度を確実に実行するためには、10平米～300平米未満の住宅への再エネ義務化が明記されずには全く実効性を伴わないです。形だけの条例をつくって、行政としての体裁を保つつもりでしょうか。ここに手を付けずして、逆にどのように達成する道があるのかお聞きしたいです。</p> <p>県内で可能性がある再エネといえば、水力か地熱か太陽光でしょう。水力地熱は時間がかかりすぎるため、頼るにはギャンブルすぎます。営農型もメガソーラーもこれからどれだけ伸びるでしょうか。</p> <p>2050年には年間数十兆ドルの損害を出す試算をIPCCが出しているにもかかわらず、悠長に目先の面目などを気にしていたら本当に、本当に子どもたちに渡す社会が、社会としての体をなしていない、凄まじいものを受け渡すことになります。</p> <p>日本の経済規模から考えたときに日本の名目GDPが世界に占める割合は約4%と考えると1.5兆ドル（USDおよそ150円として）225兆円が毎年損害となる。GDPと長野県の県内総生産との割合を1.5%としたとき3.4兆が損害となるわけです。必要なら太陽光へ3兆円くらい補助金出せばいいんです。散々たたかれるでしょう、利権などささやかれるでしょう。でも屋根上太陽光ほど、（廃棄問題や中国由来のシリコンに異議を発する人はいるでしょうか）理にかなったエネルギーは</p> <p>お願いします、全棟絶対義務化とは言いません。難しい条件になるだろうともわかります。</p> <p>太陽光は新築以外にも後乗せは当然かと思いますが、新築時の100万円と既築後の100万円はまったく意味が変わります。また発電できる期間も当然短くなります。新築時はチャンスです。一般家庭年間何棟建ちますでしょうか。それをみすみす見過ごすのは、やるべきと知っているが「知っていてやらなかった」ことです。次の世代にそのように説明できますでしょうか。10平米～300平米未満の住宅に踏み込まなければ、本当に間に合いません。</p> <p>都道府県で初めて機構非常事態宣言を出した長野県だからこそほかに先んじてできる一歩だと思います。ご検討のほどよろしくお願いします。</p>	<p>・延床面積10m²超～300m²未満の住宅をはじめとする新築建築物への再生可能エネルギー設備設置義務化は、ゼロカーボンの実現に向けて有効な策であるとは認識しております。一方で、新築建築物への再生可能エネルギー設備設置義務化については、憲法で保障される財産権との調整が必要不可欠であり、規制の目的、内容、これにより制限される自由の性質を比較衡量した上で合理性の基準を満たすよう慎重に決定する必要があると、今般の条例改正を検討した「長野県環境審議会建築物における省エネの推進及び再エネの普及拡大に関する専門委員会」（第2回・第3回）で議論されました。延床面積300m²以上であれば、上記の合理性の基準を満たすのではないかとの議論のもと、今般の骨子案のとおりとしております（承知している限りでは、延床面積300m²未満の新築建築物の建築主に再エネ設備設置義務化を認めている自治体はございません。）。</p> <p>このように再生可能エネルギー設備設置義務化については制約があると考えられるため、設計者に対し、設置可能な再生可能エネルギー設備の種別・規模などを建築主に説明することを義務付けることで、建築主の再生可能エネルギーに対する検討の機会を確保し、再生可能エネルギーの普及・拡大を図っていきたいと考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長野県ゼロカーボン戦略については、現在中間見直しに向け、専門委員会を開催するなど進めているところです。当該見直しにおいては、運輸部門、産業・業務部門、家庭部門などあらゆる分野での取組・施策を進め、全体として2050ゼロカーボンの実現を目指しております。

No	ご意見	本県の考え方
9	<p>地球温暖化対策として今後、環境を守るための活動に益々拍車をかけていく必要があると感じます。未来の子供たちが豊かに暮らせるように、自然エネルギーを活用したプロジェクト推進へのご尽力に期待します。</p> <p>弊社は自動車関連の企業なので、V2Hの販売に注力しております。そしてそのV2Hの機能を最大限に活用するには、太陽光設備は不可欠です。EV車の保有、太陽光設備の設置、V2Hの取付、そこからカーボンニュートラルの実現を目指しています。暮らしの中にこれらを取り入れやすい環境作りのサポートをお願いいたします。</p>	<p>・現在、県内住宅におけるエネルギー自立化及び屋根ソーラーと太陽光発電システム、蓄電システムまたはV2H充放電システムの普及を支援するとともに、EVの購入やEVへの買い替えを促進することを目的とする「クルマとつなぐ屋根ソーラー補助金」をご用意しております。今後もゼロカーボンの実現に向け、太陽光発電設備をはじめとした再生可能エネルギー設備やV2Hの取付けができる限り負担なく行えるような環境づくりに努めてまいります。</p>
10	<p>省エネ性能は他県に比べて長野県は進んでいるようです。</p> <p>長野県は寒いので、他県より先駆けて省エネを進めていくことはよいと思います。</p> <p>イニシャルコストがかかりますが、補助金とランニングコストと健康面でのアピールがもっとできればよいかと思います。</p>	<p>・イニシャルコストだけでなく、トータルコストや健康面などにおいても優位であることを周知してまいります。</p>
11	<p>再エネ設備の設置義務についてご意見させていただきます。</p> <p>複数の再エネ設備を事例として提示していただいているが、事業費の観点から実効性のあるものは太陽光発電設備であるのが実情かと思われます。</p> <p>建物屋上に太陽光発電設備を設置する場合、要求電力の発電には一般的な建物では屋根面積の過半の設置が必要になります。</p> <p>その場合、建築面積の1/8を超えることは容易に想像され、建物高さに太陽光パネルの高さが算入されることになります。</p> <p>長野県の多くの自治体が定めている景観条例の中には建物高さを規制するものがありますが、今回の法改正により、太陽光発電設備の設置が必要となり、従来建築可能であった階数が建築不可となり恐れがあります。</p> <p>これは、行き過ぎた行政指導と言わざるを得ません。</p> <p>当改正の前に、各自治体と調整し、条例上の建物高さから太陽光発電設備の高さを除く旨、条項に追加すべきではないでしょうか。</p>	<p>・高さ制限についてはおっしゃるような規定があるところですが、景観条例においては一定の高さを超えるものなどについては、要届出行為と整理されており、当該行為をするにあたっては事前に届出を行う必要があります。加えて、自治体によっては、このほかに「協議」することを求めるところもあります。各自治体の意思を尊重し、各自治体が制定している景観条例について改正を促すことは考えておりませんが、今般の地球温暖化対策条例に基づく再生可能エネルギー設備設置義務と景観条例の両者が適切に運用されるよう検討してまいります。</p>
12	<p>一般住宅の再エネ使用について</p> <p>長野県は、地球温暖化対策では他県に比べ早々取り組み、再生エネ使用で太陽光発電の推進をしております。最近新築住宅の助成金も地中熱利用が対象になりました。</p> <p>地中熱利用の助成金はヒートポンプシステムの設置の場合に限っております。一般住宅の場合ヒートポンプシステムの設置には、設置規模が大きい為対応しにくく、施工及び費用面等で話が進まなくなってしまうのではないか、特にここ数年は建築費の高騰で新築住宅自体の施工意欲が薄れてきており、再生エネ導入を進めても資金的に余裕が無く、導入に踏み切れないのが現実かと思われます。</p> <p>当社は15年前から木造住宅の新築と断熱改修(リノベーション)で、伝導型の地中熱と太陽光発電の両方を取り入れた住まい造りを施工しており、県内に約20棟程の施工実績が有ります。</p> <p>伝導型地中熱利用の場合は、どなたの家の床下にも無限大に有る冬の地中の温度18~22℃、夏は20~25℃の熱の移動を有効に利用します。その為冷暖房費のランニングコスト等がかなりお得になり、既に施工されて住んでいるお客様からも大変喜ばれております。</p> <p>設置費用面においてもヒートポンプ等と比べ大掛かりな工事も必要ありません。お施主様が気軽に導入できますので、新築住宅には一番適していると考えられますので、一般住宅からのCO2削減も十分期待できます。</p> <p>以前県庁の建築課に何度かお伺いし、対応した頂いた窓口の方ご説明をしましたが、そのままに成っております。</p> <p>今回、長野県地球温暖化対策の条例設定において、一般住宅からのCO2削減は大きな課題かと思われます。年々地中の温度も上がっており、地元の小さな工務店でも施工ができ、太陽光発電の設置費用掛かりませんので、一般住宅の地中熱利用でも伝導型も検討して頂けないでしょうか。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の施策の参考にさせていただきます。</p>